



# 市区町村が課す地方税「軽自動車税」 滞納した場合どうなる？

1 7 2018年4月4日 20時30分

地方税「軽自動車税」の税額は、種類や排気量ごとに定められている

納付を滞納すると、法定税率によって計算された延滞金も課されることになる

平成30年の東京都で滞納が期限から1カ月経過した場合は8.9%だという

## 軽自動車税とは？滞納するとどうなる？

2018年4月4日 20時30分 All About

### 軽自動車税とはどんな税金か

軽自動車税とは、4月1日現在の軽自動車の所有者に対して課せられる地方税です。自動車税の課税権者（＝課税する者・課税する権利を持つ者）が都道府県なのに対し、自動車税の課税権者は市区町村となります。言い換えれば、「4月1日現在の軽自動車の所有者に対して市区町村が課す税金」、これが軽自動車税です。



写真拡大 (全5枚)

### 軽自動車税の対象となる車の種類

軽自動車税の対象となる軽自動車は、おおまかに以下のように区分されます。

- 原動機付自転車：総排気量125cc以下のバイク
- 軽2輪：総排気量125cc超250cc以下のもの、および総排気量660cc以下の雪上車
- 小型特殊自動車：小型のトラクターやフォークリフトなど
- 軽自動車：総排気量660cc以下の自動車

上記の区分からさらに排気量別に税額が決定される仕組みとなっています。

### 軽自動車税の税額

軽自動車税の税額は、軽自動車の種類や排気量ごと、あるいは事業用か家用かなどの基準に基づき以下のように決められています。

原動機付自転車及び二輪車等

平成28年4月1日から次のとおりとなります

種 類	種 類	税率（年額）	
		平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車	1. 総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの（4に掲げるものを除く。）	1,000円	2,000円
	2. 2輪のもので、総排気量50ccを超え90cc以下または定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの	1,200円	2,000円
	3. 2輪のもので、総排気量90ccを超え125cc以下または定格出力0.8kwを超え1kw以下のもの	1,600円	2,400円
	4. 3輪以上のもので総排気量20ccを超え50cc以下または定格出力0.25kwを超え0.6kw以下のもの・・・ミニカー	2,500円	3,700円
軽2輪	2輪のもので、総排気量125ccを超え250cc以下のもの（側車付のものを除く。）	2,400円	3,600円



### 主要ニュース

- 家庭のルーターにサイバー攻撃 仮想通貨業者 近く一斉処分へ
- ペットが飼い主親子殺害か 独ドラえもん 新映画が歴代1位興収
- 中国 人気激辛スープに麻薬成分 大谷翔平の素質 MLB実力者も脱帽
- 興奮の大谷に爆笑「塩対応」断念 宇野昌磨の「天然」にファン興奮
- たけし軍団の借金 森社長が暴露
- ゆず ライブでの「金返せ事件」



webデザイナー webプロデューサー

コピーライター CMプランナー Webライター

**広告業界で働こう。**

PRプランナー 営業 マーケティング

エンシー グラフィックデザイナー

**広告転職.com**

自分にしかできないシゴトがある。

### おすすめサービス

**LINE FRIENDS**

公式キャラクターグッズ発売中！

**LINE MUSIC**

パソコンでも音楽を聴き放題！

2輪の小型自動車で、総排気量250ccを超えるもの（機車付のものを含む。）	4,000円	6,000円
---------------------------------------	--------	--------

種 別		税率（年額）			
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両※	
軽自動車	3輪のもので、総排気量660cc以下のもの	3,100円	3,900円	4,600円	
	4輪以上のもの で、総排気量660cc以下のもの	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
自家用		4,000円	5,000円	6,000円	

つまり、通常、家庭で乗る軽自動車を購入した場合、いままでは7200円だったものが、今後1万800円、あるいは1万2900円に増税されることになるということです。なお、4月1日の所有者に対して全額が課税されるので、4月2日以降に廃車・譲渡等してもその年度分の税額をすべて納める必要があります。言い換えれば、「月割り課税などで納めた税額の一部が戻ってくる」ということはありません。

**軽自動車税の納付方法**

軽自動車税の納付にあたっては、まず市区町村が4月1日時点の所有者を把握し、所有者へ納税通知書が発送されます。所有者は納税通知書をもとに軽自動車税を納付します。

**軽自動車税にまつわる近年の税制改正～軽課と重課**

まず軽自動車税においても自動車税と同様、環境負荷の小さい車については軽課、つまりグリーン化税制が行われています。軽乗用車の場合、概要は以下のとおりとなっています。

- 電気軽自動車等であれば・・・概ね75%の税率軽減
- H32年度燃費基準を20%上回って達成した場合・・・概ね50%の税率軽減
- H32年基準を達成した場合・・・概ね25%の税率軽減

となります。金額にすると上から2700円、5400円、8100円となります。その一方、車歴の長い、つまり環境負荷の大きい軽自動車ほど重税になる税制改正が行われています。重課になるポイントとしては、

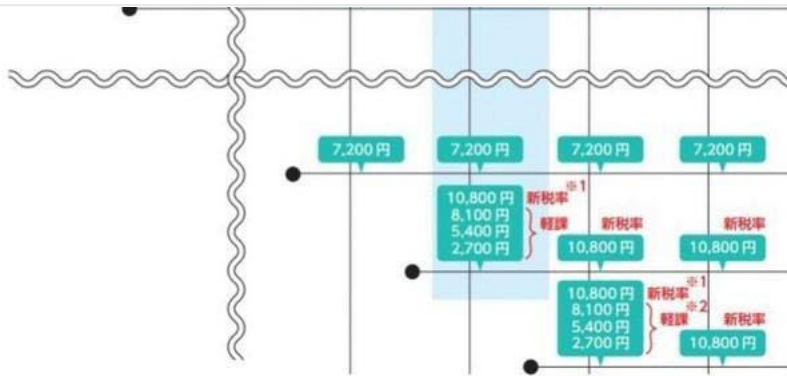
- 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両
- 平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両

によって税額の適用形態が異なってきます。

**軽自動車税重課の概要**

たとえば4輪の軽自動車（自家用）なら、次のようなケースに分類されるでしょう。





#### ■平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両のケーススタディ

上記のケースでは7200円だった軽自動車税が、最初の新規検査から13年を超えると1万2900円にアップされるパターン（上の表の1番目、もしくは2番目のケーススタディ）です。以前より軽自動車を所有していたという方はおおむねこのパターンに該当するのではないのでしょうか。

また、車歴が13年を越えないのであれば7200円が当面継続するパターン（上の表の3番目）のこのケースに該当します。

#### ■平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両のケーススタディ

税制改正後の重課がいきなり適用されるケースがコチラ（上の表の4番目、5番目）です。

もちろん、所定の燃費基準を満たしていれば、グリーン化特例を受けることは可能ですが、翌年度より10800円の軽自動車税の負担となります。

#### 軽自動車税を滞納するとどうなる？

すでに述べたように、軽自動車税は4月1日時点の所有者に対して全額が課税されます。たとえば、4月2日以降にバイクを友人に売却、もしくは廃車、壊れていて使えない状況にある、といった場合でも、その年度分の納税通知書は送られてきます。そのため、市区町村の担当に連絡するなどして、「友人に売却」「廃車した」「壊れていて使えない」といった状況を伝える必要があります。

ただし、「廃車した」ことなどによって翌年度分からの納税義務が消滅しても、その時点で滞納している軽自動車税があれば、その軽自動車税は納税する義務があります。また、軽自動車税には月割り課税制度はありません。したがって、4月2日以降に「友人の売却」「廃車した」というようないずれの場合にも全額課されるので注意しておきたいところです。軽自動車税の納付期限は5月末日です。納付を滞納したら、法定税率によって計算された延滞金も課されることになります。たとえば東京都を例にとると、

- 納付期限1カ月以内  $\frac{\text{税金}}{\text{クルマ}} \times \text{割合} + 1\%$
- 納付期限1カ月後  $\frac{\text{税金}}{\text{クルマ}} \times \text{特例基準割合} + 7.3\%$

が法定税率です。なお、特例基準割合も下表のとおり推移していますので、押さえておきましょう。

(参考) 各年の特例基準割合	
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	4.5%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	4.1%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	4.4%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	4.7%